

大谷學報

第五十七卷 第二号

昭和五十二年九月三十日発行

「活動学校」の問題点……………	太田 祐周 (1)
明代神楽観致……………	滋賀 高義 (15)
ウイルヘルム・シュレーゲルと 『シエクスピア批評』における コールリッジ……………	山下 登 (26)
現代の階級・階層とその生活問題……………	松村 尚子 (36)
昭和五十一年度特別 研究員 研究発表要旨……………	(54)
彙報……………	(77)
西南日本の玄武岩中の チタノマグネタイトについて……………	西田 潤一 (I)

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷大学研究年報 第二十八集

妙法としての円融三諦とその思想的背景

—法華玄義研究序説—……………福島 光哉

ソクラテスと学……………箕浦 恵了

親鸞の主体性論序説……………小野 蓮明

中世末期における蓮如像の形成……………大桑 斉

—願得寺実悟の場合—

アメリカ公教育の成立過程……………田中圭治郎

—その教育史的把握—

大谷大学研究年報 第二十九集

「竊以」の教学……………広瀬 杲

—『教行信証』における三序の意義—

歴史の神話論的考察……………古賀 武麿

—特にM・エリアーデの諸論に関して—

仏日明教契嵩伝私考……………安藤 智信

子規歌論の継承と発展……………有田 静昭

時間論に対する大乘仏教的視点……………小川 一乘

—月称造『四百論積』第十一章「破時品」の解説—

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles

Some Problems with the Activity School *Yūshū Ōta* (1)

A Study of *Shen yüeh kuan* 神樂觀 during the
M'ing Dynasty *Takayoshi Shiga* (15)

Wilhelm Schlegel and Coleridge's Views in His
Shakespearean Criticism *Noboru Yamashita* (26)

The Class Composition and Life Problems in
Contemporary Society *Naoko Matsumura* (36)

Resumés of the Results of Studies made by Research
Scholars and Student Scholars for 1976 (54)

The Chemical Composition of the Titanomagnetites
of Alkali Basalt in South-West Japan *Jun'ichi Nishida* (1)

Reports

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

会務を統理する。

四月一日から施行する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・史学・文学並びにこれに関連する学術の研究と、その発表をおこなうことを目的とする。

史学・文学並びにこれに関連する学術の研究と、その発表をおこなうことを目的とする。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

大谷学会役員

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

委員 岩見 至 大屋 憲一

一、季刊「大谷学報」の発行

第八条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

柏原 祐泉 佐々木教悟
長崎 法潤 名畑 崇
広瀬 英一 藤原 幸章
箕浦 恵了 山本 唯一

二、「大谷大学研究年報」の発行

第九条 会員の会費は年額金壹千五百円とする。

山本 唯一

三、研究会及び公開講演会の開催

第一〇条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

山本 唯一

四、その他必要なる事業

第二一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

山本 唯一

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

第二二条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

山本 唯一

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第二三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

山本 唯一

第五条 本会に左の役員を置く。

第二四条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

山本 唯一

一、会長

第二五条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

山本 唯一

第六条 会長は大谷大学学長が当り、

第二六条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

山本 唯一

二、委員

第二七条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

山本 唯一

第六六条 会長は大谷大学学長が当り、

第二八条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

山本 唯一

昭和五十二年九月三十日発行

編集者 北 西 弘
印刷者 西村 七兵衛

発行所 大谷学会

振替 京都一八三九三番
電話 〇七五 四三一三三三
郵便番号 六〇三